

# 第1章 はじめに

## 1.1 計画策定の背景・目的

新発田市では、平成 29 年度に策定した「新発田市地域公共交通網形成計画」に基づき、「地域と地域をつなぎ、人が行き交う、暮らしやすいまち」を目指して、さまざまな公共交通施策に取り組んできました。

主な取組として、一部のバス路線では、定時定路線運行を基本としながらも、一部区間では予約があった場合のみ運行する定路線迂回型運行「新発田版デマンド方式」を導入し、運行の効率化を図りながら移動手段の維持・確保に努めました。また、公共交通の利用促進を図るため、運行内容の周知、乗り方教室などを実施したほか、運行情報の提供、キャッシュレス決済の導入など公共交通の利便性を高める各種取組を行ってきました。

新発田市地域公共交通網形成計画を策定してから 7 年が経過し、人口減少や高齢化といった社会問題に直面するなど、公共交通を取り巻く環境はより一層厳しい状況となっています。特に、交通事業者においては、バスやタクシー運転手の高齢化や担い手不足が深刻化していることや新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用者の減少等も相まって、公共交通を維持・確保することはこれまで以上に厳しい状況となっています。

そのような中、令和 2 年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法）」が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の総動員による移動手段の確保や AI 配車、MaaS などの新技術を活用して、幅広い利用者にとって使いやすく、持続可能な公共交通を構築することが求められています。また、令和 5 年 10 月にも地域交通法が改正され、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への再構築が求められています。

本市では、「新発田市まちづくり総合計画」に掲げる将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、「健康長寿」「少子化対策」「産業振興」「教育の充実」の 4 つの視点を掲げ、まちづくりを実践しています。また、「新発田市都市計画マスタープラン」と「新発田市立地適正化計画」において、「新発田市街地を都市拠点として都市サービス機能を集積させるとともに、新発田市街地と地域拠点等が公共交通等により結ばれ身近にアクセスすることができる都市構造」を目指すとしています。

このような状況を踏まえ、公共交通が地域の足として住民の暮らしを支え、「住みよいまち」の実現に向けた基盤となるよう、公共交通施策の今後の取組の方向性を示すことを目的として、地域交通法第 5 条第 1 項に基づき、「新発田市地域公共交通計画（以下、本計画）」を策定します。

第1章

はじめに

第2章

現状 地域および公共交通の

第3章

新発田市地域公共交通網形成計画の評価

第4章

公共交通の課題

第5章

基本的な方針

第6章

計画の目標

第7章

目標を達成するための交通施策・事業

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である新発田市まちづくり総合計画との整合を図るとともに、新発田市都市計画マスタープランや関連計画と連携した、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「地域公共交通のマスタープラン」として位置付けるものです。

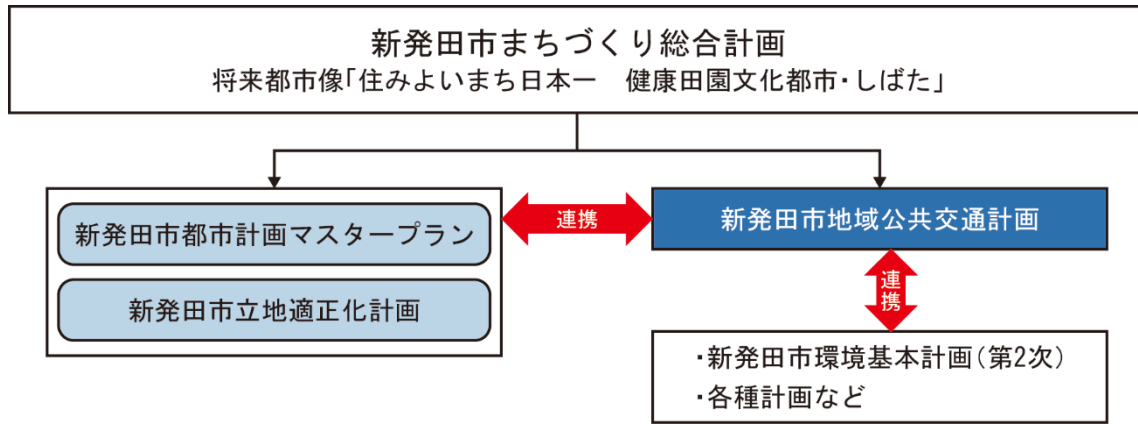


図 計画の位置付け

## 1.3 計画の期間

計画の期間は5年間（令和6年度～令和10年度）とします。

## 1.4 計画の達成状況の評価

本計画における各施策の取組の実施状況や評価指標の達成状況については、「PDCAサイクル」に基づき、評価・検証を行い、改善や見直しを図ることとします。

また、本市と公共交通事業者、道路管理者、地域公共交通の利用者等で構成する「新発田市地域公共交通活性化協議会」において、取組の効果検証、進捗管理を行うとともに、本計画に係る協議を進めていきます。

表 本計画における評価の方法・手順

|                | 令和6年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----------------|-------------|-------|-------|-------|--------|
| 計画<br>Plan     | 計画期間        |       |       |       |        |
| 事業実施<br>Do     | 事業の実施       |       |       |       |        |
| 検証・評価<br>Check | (データ取得・整理含) |       |       |       |        |
| 見直し<br>Action  | 事業の見直し      |       |       |       |        |

## 1.5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域を基本とします。ただし、施策の実施に当たっては、公共交通の利用ニーズを踏まえ、近隣市町とも連携しながら取組を進めることとします。また、地区の公共交通の検討に当たっては、中学校区単位を基本としながら、以下の図のように地区設定をして進めていきます。

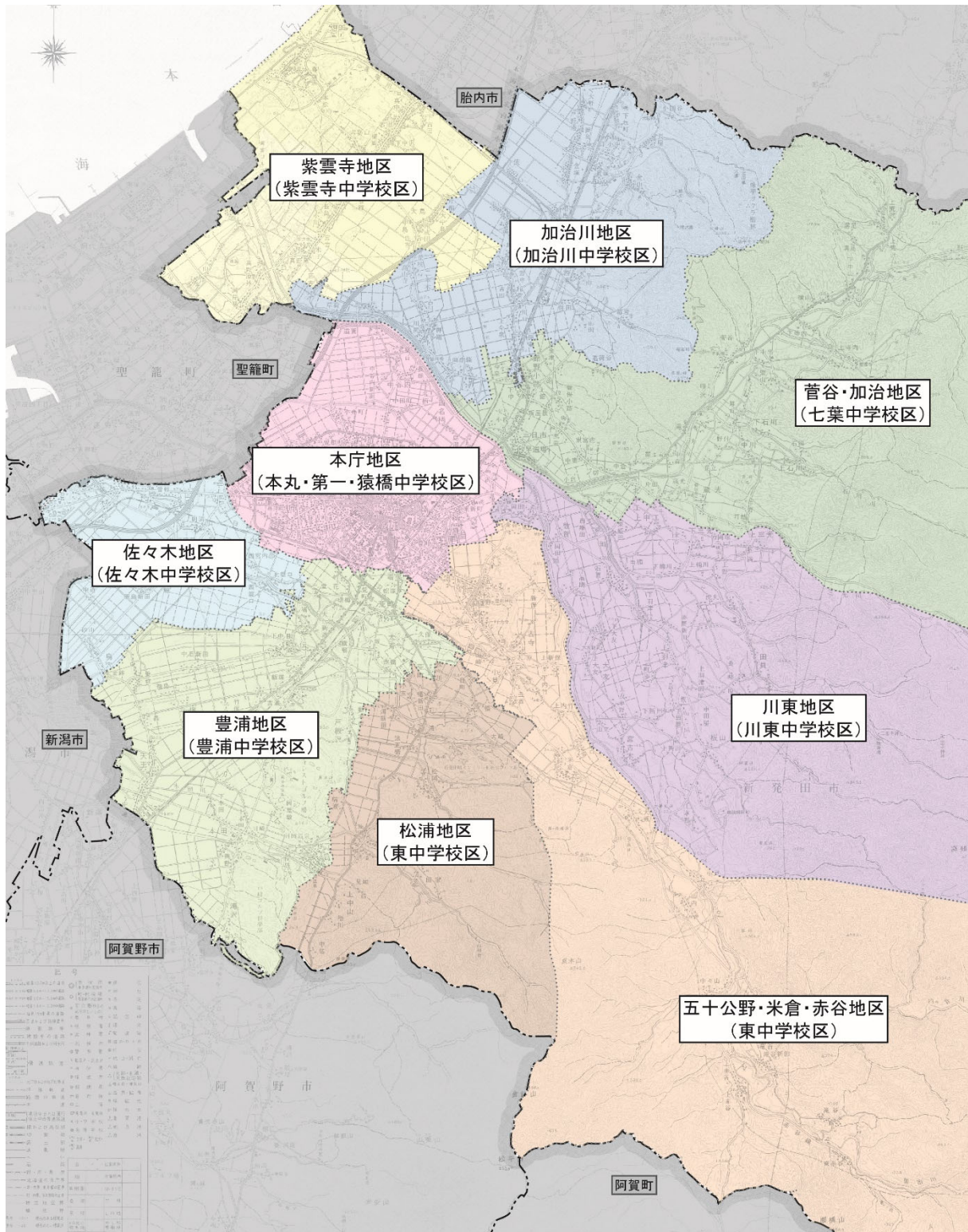


図 本計画における対象区域